

同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は青森県立五所川原農林高等学校同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との連携を緊密にし、かつ地域社会の進展に貢献することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は事務局を青森県立五所川原農林高等学校に置く。

(組 織)

第4条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 名誉会員 会長の推薦により総会の承認を得た本会の功労者
- (2) 通常会員 本校同窓会員
- (3) 特別会員 本校現職員及び旧職員
- (4) 準 会 員 本校に在籍する生徒

(事 業)

第5条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校教育事業の後援
- (2) 会員名簿及び会誌等の発刊
- (3) 会員の慶弔に関する事項
- (4) 同窓会入会式
- (5) 会員の功労者表彰並びに準会員の奨励賞の表彰
- (6) その他必要とする事項

(会 計)

第6条 本会の会費は通常会員の会費及び寄附金をあてる。

- 2 準会員の入会金は2,000円とし、終身会費は3,000円とする。
- 3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(役 員)

第7条 本会には、下記の役員を置き、その任期は2ヶ年とする。

但し、重任を妨げない。任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 各支部長 全員
- (4) 幹事 校内幹事会並びに同窓会係
- (5) 監事 3名

第8条 会長、副会長、監事は総会において選出する。

- 2 支部長は各支部より推薦された会員とする。
- 3 会長は幹事を指名する。

第9条 会長は本会を代表し会務を総理し、且つ会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故の時、その職務を代行する。
- 3 幹事は会長の指示を受け、本会の庶務会計を処理する。
- 4 監事は会長の指示を受け、会計を監査する。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置く。顧問は、本会の重要事項に関し諮問に応じる。

(支部の設置)

第11条 本会に地区毎等に支部を設けることができる。

(会 議)

第12条 本会は毎年一回通常総会を開き、次の事項を決議する。また、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 会則の改正
- (3) 役員の変更
- (4) その他必要な事項

(役員会)

第13条 役員会は会長が必要に応じて召集する。

付記

昭和56年6月20日 表彰規定を定める。

昭和61年6月21日一部改正 第7条2項 副会長3名を5名に改正。

昭和63年6月18日一部改正 第6条通常会員の入会金は1,000円を2,000円改正。

平成 7年7月 1日 会則を部分的に追加並びに改正。

平成18年7月1日一部改正 第2条「農村建設の進展を期すること」を「かつ地域社会の進展に貢献すること」に改正。
第4条(2)「本校同窓会員」を「本校卒業生及びそれに準ずる者」に改正。

青森県立五所川原農林高等学校同窓会功労賞表彰規程(その1)

- 1 同窓会会則第5条5項により母校に寄与した会員及び教職員に対し、この規程の定めるところにより表彰(記念メダル及び表彰状の贈呈)するものとする。
- 2 表彰者の推薦については委員会を設け、その議決によるものとする。
- 3 表彰者については次の条項のいずれかに該当するものから選考する。
 - ア 本会員として、母校の発展に顕著な功績(役員として10年以上務め支部より推薦)のあったもの。
 - イ 母校教職員として永年勤続(15年以上)し、その功績の著しいもの。
 - ウ 在職中、母校の名声を高め発展に寄与したもの。
- 4 推薦委員会は、学校長、教頭、会長、幹事から選出された委員で構成し選出する。

付記

平成9年6月21日 3のアとイに()の文を追加。

青森県立五所川原農林高等学校同窓会準会員表彰規程(その2)

- 1 同窓会会則第5条5項により母校の発展に寄与した準会員(生徒)に対し、本規程の定めるところにより表彰(記念メダル及び表彰状の贈呈)するものとする。
- 2 表彰者については、準会員(生徒)で母校の発展に顕著な功績のあった個人または団体。
- 3 表彰については、委員会を設け、その議決によるものとする。
- 4 推薦委員会は、学校長、教頭、代表職員、幹事から選出された委員で構成し選出する。